○関東地方整備局告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百九十号東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月二十八日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十七年関東地方整備局告示第四百八十六号東京都市計画道路事業補助線街路第八十一号線

三　事業施行期間　自平成十七年十一月十六日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成六年建設省告示第二千四百二十九号東村山都市計画道路事業三・四・十一号保谷東村山線

三　事業施行期間　自平成六年十二月二十日至平成二十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十二年建設省告示第二千二百九十四号国分寺都市計画道路事業三・四・三号国分寺駅国立線

三　事業施行期間　自平成十二年十二月六日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十二年建設省告示第二千二百九十四号及び平成十九年関東地方整備局告示第百二十九号の事業地のうち府中市武蔵台二丁目及び国分寺市内藤一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　府中都市計画道路事業三・三・八号府中所沢線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都府中市武蔵台二丁目及び国分寺市内藤一丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　東京都市計画道路事業補助線街路第百二十号線

三　事業施行期間　自平成二十三年三月三十一日至平成二十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　東京都墨田区八広六丁目、東向島六丁目及び八広五丁目地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和四十一年建設省告示第三千七百十三号府中都市計画、小金井都市計画、国分寺都市計画、立川都市計画、小平都市計画及び東村山都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩一号流域下水道

三　事業施行期間　自昭和四十一年十一月十日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○関東地方整備局告示第百八十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十三年三月三十一日

関東地方整備局長　下保　修

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十年建設省告示第千六百二十号国立都市計画、国分寺都市計画及び立川都市計画下水道事業多摩川左岸北多摩二号流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十年十二月二十三日至平成二十八年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし